

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 15 号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 3 月 18 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

令和 5 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第 41 条の次に次を加える。

（鉄道駅バリアフリー料金の取扱い）

第 41 条の 2 この規則に規定する旅客運賃については、旅客会社線区間にあつては旅客規則に定める鉄道駅バリアフリー料金を、連絡会社線区間にあつては連絡会社が別に定める鉄道駅バリアフリー料金をそれぞれ含むものとして取り扱う。

第 72 条の 2 第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

(1) 大人座席指定料金

旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあつては座席指定料金 250 円）を併算した額

第 87 条の 2 の次に次を加える。

（乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い）

第 87 条の 3 乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払いもどしを行う場合、鉄道駅バリアフリー料金は、当該旅客運賃に含まれるものとして取り扱う。

2 前項の規定によるほか、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の計算をする場合、第 41 条の 2 の規定により計算する。